

京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業委託に係る公募型プロポーザル 実施要領

京都市子ども若者はぐくみ局
子ども若者未来部子ども家庭支援課

京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業委託に関する受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うため、次のとおり提案を募集します。

1 委託業務の目的

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（以下「ヤングケアラー」という。）がいる世帯に対し、訪問支援員を派遣することにより、ヤングケアラーの負担軽減を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 件名

京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業に係る業務委託

(2) 業務内容

別紙1「京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業に係る業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

(4) 委託料

京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業実施要綱第4条に規定する支援を提供した場合、下表に定める事務費と交通費及び訪問支援員派遣に関する委託料を支払うものとする。

項目		委託料	
事務費 ※ 年度内の契約期間が12か月に満たない場合は、右記金額を12で除し、委託期間（月数）を乗じた金額とする（1,000円未満切り捨て）。 なお、月途中で委託を開始又は解除した場合には、当該月を含む。		452,000円/年	
交通費		460円/回	
訪問支援員 派遣	生活援助	1時間 1,860円	
	生活援助（早朝・夜間）		2,320円
	子育て支援		900円
	子育て支援（早朝・夜間）		1,120円

※ 早朝・夜間：午前7時30分から午前9時まで又は午後6時から午後7時まで

※ 各項目、消費税及び地方消費税相当額を含む

(5) 予定数量

対象地域において15世帯程度、1世帯あたりの年間利用時間120時間を予定。

※申請状況によって、予定数量は変更になる可能性があります。

3 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、(3)～(6)全ての条件を満たす者としてします。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、かつ公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていない者。

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、次に掲げる要件の全てを満たす者。

- ① 社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（任意団体を含む。）の団体（以下「事業者」という。）であること。
- ② 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ③ 地方自治施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ④ 政治活動を目的とした事業者でないこと。
- ⑤ 法人税又は所得税及び消費税を滞納していないこと。
- ⑥ 京都市の市民税、固定資産税等を滞納していないこと。
- ⑦ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(3) 次のいずれかの条件を満たす事業者であること。

- ① 介護保険法の規定に基づく訪問介護事業者又は障害者総合支援法の規定に基づく居宅介護事業者の指定を受けていること。
- ② 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟していること。
- ③ 保健師、助産師、看護師、保育士又は幼稚園教諭の資格を有する者をもって育児支援事業を実施していること。

(4) 京都市内に事業所があること。

(5) 本事業の主旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。

(6) 過去に、ヘルパー派遣事業の業務実績があること。

4 参加手続

プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、参加表明書等を郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参することにより提出してください。

(1) 参加表明書等の提出

① 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 事業所概要が分かる書類（パンフレット等）

ウ 誓約書（様式2）

② 提出部数 上記①の提出書類ア、ウを各3部(原本1部、写し2部)、イを3部提出してください。

③ 提出場所 「11 問合せ先及び提出先」 参照

④ 提出期限 令和5年8月8日(火)午後5時(必着)

(2) 参加表明書等の無効

参加表明書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加の対象外とし、電子メール及び書面により、その旨を通知します。

① 「3 プロポーザルの参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

② 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

④ 虚偽の内容が記載されている場合

(3) 参加表明の辞退

参加表明し、書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式3)を提出してください。

5 本件に対する質問及び回答

(1) 質問者の資格

質問の提出は、参加者に限ります。 ※ 質問がある場合のみ。

(2) 質問方法

質問は、「11 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに、「京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業に係る業務委託プロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出してください。電話や来庁での質問は一切受け付けません。

(3) 受付期間

令和5年8月7日(月)午前11時～令和5年8月9日(水)午後5時まで

(4) 回答方法

令和5年8月10日(木)までに、参加表明のあった方全員に対して回答を電子メールで送信します。なお、回答内容については、本要領の追加又は修正とみなします。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等は、別紙2「京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業に係る業務委託プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成し、郵送(書留郵便に限る。)又は直接持参により提出してください。

(1) 提出場所

「11 問合せ先及び提出先」参照

(2) 提出部数

使用印鑑を押印したもの 1部

使用印鑑を押印しないもの 4部

(3) 提出期限

令和5年8月15日(火)午後5時(必着)

(4) 企画提案書等の無効

企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外とし、電子メール及び

書面によりその旨を通知します。

- ① 「3 プロポーザルの参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- ② 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
- ③ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合

7 選定方法

(1) 選定方法

選定は「京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業受託候補者選定会議」で行います。

選定の対象は、企画提案書等の提出者（無効となったものを除く。以下「提案者」という。）とし、選定にあたっては、企画提案書等の提出書類に基づき、受託候補者を決定します。

なお、必要に応じて、ヒアリングを実施する可能性があります。その場合受託候補者に個別に連絡をします。また、評価結果が最低選定基準に満たない場合、プロポーザルを再度実施することとします。

(2) 受託候補者選定委員会

- ① 日時 令和5年8月16日（水）

※ ヒアリングを実施する場合、時間等詳細については対象となる事業者に別途通知します。

- ② 方法

書面審査

- ③ 評価項目

別表「京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業受託事業者選定基準」参照

- ④ 選定結果の通知

選定結果については、選定後、提案者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、本市ホームページに公開します。

8 委託契約

選定された受託候補者と協議のうえ、契約を締結します。

なお、選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とします。

9 留意事項

(1) 提出書類

- ① 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- ② 提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- ③ 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切受け付けません。
- ④ 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しません。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがあります。
- ⑤ 提出書類の返却は行いません。

- ⑥ 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- ⑦ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。
- ⑧ 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止します。

(2) 契約

- ① 契約期間終了後においても、本事業に係る会計実地検査、監査等が行われる場合は、受託候補者は協力することとします。
- ② 選定された受託候補者は、業務委託の開始時まで、委託業務の実施方法の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を完了することとします。
- ③ 受託候補者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託することはできません。
また、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に本市に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければなりません。
さらに、その場合、当該再委託先に対し、仕様書に定める受託候補者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負います。
- ④ 選定から契約までの間に、本事業を受託することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、選定を取り消すことがあります。

(3) その他

- ① 公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限ります。
- ② 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとします。
- ③ 受託候補者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託候補者が賠償の責任を負うこととします。

10 スケジュール

日 時	内 容
令和5年8月8日（火）（午後5時まで）	参加表明書受付締切
令和5年8月9日（水）（午後5時まで）	質問受付締切（8月10日（木）までに回答）
令和5年8月15日（火）（午後5時まで）	企画提案書受付締切
令和5年8月中旬	受託者決定
令和5年9月1日	契約締結（業務委託開始）

※ スケジュールは予定であり、状況により変更する可能性があります。

11 問合せ先及び提出先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通り御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル2階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 担当：(岡田、小野)

電 話：075-746-7625

FAX：075-251-1133

メール：kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp

(別表)

京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業受託事業者選定基準

審査項目	評価項目	配点
事業実績に関する評価	事業者の実績、研修等の実績	25点
事業計画に関する評価1	訪問支援員の人員確保、サービス内容等	30点
事業計画に関する評価2	事業理解、子育て支援に関すること、管理体制、緊急時の対応等	45点
合計		100点